

## 手続開始の公示

平成25年 2月1日

NEXCO 東日本 関東支社 木更津工事事務所 平田 喜己

下記のとおり簡易公募型プロポーザル方式に付します。

なお、本業務については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（NEXCO 東日本）が配布した見積者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、別添『手続開始公示説明書』に記載のとおり実施します。

### 記

#### 第1 調達手続の概要

- |              |  |
|--------------|--|
| 1-1. 業務名     | 館山自動車道 君津地区施工管理業務  |
| 1-2. 契約責任者   | 東日本高速道路株式会社 関東支社 木更津工事事務所長 平田 喜己   |
| 1-3. 契約担当部署  | 東日本高速道路株式会社 関東支社 木更津工事事務所 庶務課<br>(住所) 〒292-0054 千葉県木更津市長須賀 348 番地<br>(電話番号) 0438-22-5210 |
| 1-4. 競争契約の方法 | 簡易公募型プロポーザル方式  |
| 1-5. 見積の方法   | 持参 … 手続開始公示説明書記 8-1、8-2 を参照のこと   |
| 1-6. 履行保証    | 必要 … 見積者に対する指示書[15]を参照のこと  |
| 1-7. 契約書の作成  | 必要 (契約図書を製本すること)<br>… 見積者に対する指示書[16]を参照のこと   |
| 1-8. 契約図書    |  |
- (1) 本件調査等請負契約の内容となる契約図書は次のとおりとする。なお、本業務に参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）及び契約責任者は、契約図書に拘束されることとし、その定める事項を遵守しなければならない。
- |              |   |
|--------------|---|
| ①手続開始の公示（本書） | <a href="http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/">http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/</a> |
| ②標準契約書案      | <a href="http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/">http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/</a> |
| ③見積者に対する指示書  | <a href="http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/">http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/</a> |
| ④共通仕様書       | <a href="http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/">http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/</a> |
| ⑤特記仕様書       | <a href="http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/">http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/</a> |
| ⑥金抜設計書       | <a href="http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/">http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/</a> |
| ⑦参加表明書       | <a href="http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/">http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/</a> |
| ⑧見積書         | 上記③入札者に対する指示書様式 1   |
- (2) 参加希望者は、上記(1)に示す契約図書については、NEXCO 東日本のホームページよりそれぞれダウンロードして取得すること。
- 平成25年2月1日（金）～平成25年2月22日（金）

## 第2 業務概要

### 2-1. 業務概要

- (1) 業務場所 千葉県木更津市長須賀 348 番地（木更津工事事務所内）
- (2) 業務内容 本業務は、館山自動車道（以下「館山道」という。）の君津インターチェンジ～富津中央インターチェンジ間約 9 km の 4 車線化の建設に関する施工管理業務である。
- (3) 履行期間 平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 6 月 30 日

## 第3 競争参加資格

### 3-1. 競争参加資格

本業務に参加することのできる者は、次に示す事項をすべて満たす者とする。

なお、参加希望者は、手続開始公示説明書 4-1 に示す「参加表明書」を契約責任者に提出するものとする。

- (1) 審査基準日（手続開始公示説明書 4-1 に示す「参加表明書」の提出期限の日をいう。以下同じ。）において、NEXCO 東日本の契約規程実施細則第 6 条（入札者に対する指示書[2]を参照のこと）の規定に該当しない者であること。
- (2) 東日本高速道路株式会社における『平成 23・24 年度競争参加資審査』において、業種区分「土木施工管理」の認定を受けている者であること。
- (3) 審査基準日において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、または民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（ただし、当該申立てにかかる手続開始の決定後、あらためて競争参加資格の再認定を受け、上記(2)に示す条件を満たす場合を除く）。
- (4) 審査基準日から契約の相手方と決定する日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO 東日本から「地域 3（関東支社が所掌する区域）」において講じた競争参加資格停止期間（期首及び期末の日を含む）との重複がないこと。
- (5) 審査基準日から見積合わせを経て契約の相手方決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、下記 2) に示す工事若しくは調査等の受注者、当該工事若しくは調査等の受注者と資本若しくは人事面において関連のある者、当該工事若しくは調査等の下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
  - 1) 「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のイ) またはロ) に該当する者をいう。
    - イ) 当該請負人若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者
    - ロ) 業者の代表権を有する役員が当該請負人若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者
  - 2) 工事若しくは調査等の名称及び受注者名
    - ・館山自動車道 富津工事区施工管理業務（八千代エンジニアリング株式会社）
    - ・館山自動車道 君津 IC～富津竹岡 IC 間路線測量（空間情報サービス株式会社）
    - ・館山自動車道 富津地区道路詳細設計（計画エンジニアリング株式会社）
    - ・館山自動車道 君津 IC～富津竹岡 IC 間土質調査（川崎地質株式会社）
    - ・館山自動車道 染川橋橋梁設計（開発虎ノ門コンサルタント株式会社）
- (6) 審査基準日から見積合わせを経て契約の相手方決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、参加表明書を提出する者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）
  - 1) 資本関係
    - 以下のイ) またはロ) に該当する二者の場合。

ただし、子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。以下この1) 資本関係の記載中において同じ。）または子会社的一方が更生会社または再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- イ) 親会社（会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。以下この1) 資本関係の記載中において同じ。）と子会社の関係にある場合
- ロ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

2) 人的関係

以下のイ) またはロ) に該当する二者の場合。

ただし、1) については、会社的一方が更生会社または再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- イ) 一方の会社の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下、この2) 人的関係の記載中と同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ロ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。）を現に兼ねている場合

【役員 の 定義】

- i) 会社の代表権を有する取締役（代表取締役）
- ii) 取締役（社外取締役を含む。ただし、委員会等設置会社の取締役を除く。）
- iii) 委員会等設置会社における執行役または代表執行役

【管財人 の 定義】

会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人

3) その他見積の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記1) または2) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- (7) 審査基準日において、企業が平成14年度以降に完了した業務において、次に示す同種または類似業務の実績を有すること。

企業	同種業務	東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社または旧日本道路公団における土木施工管理業務の実績
	類似業務	東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社または旧日本道路公団における調査等管理業務の実績、国道または自動車専用道路における発注者支援業務（工事監督支援業務または積算技術業務に限る）の実績

- (8) 審査基準日において、次に掲げる基準を満たす技術者を、本件業務に配置できる者であること。

1) 資格

管理技術者	特記仕様書別表1の「管理員Ⅰ」または「管理員Ⅱ」に掲げる資格を有している者
担当技術者	特記仕様書別表1の「管理員Ⅰ」、「管理員Ⅱ」または「管理員Ⅲ」に掲げる資格を有している者

なお、技術職種は特記仕様書別表1の技術職種のうち土木とする。

2) 業務経験

- 平成14年度以降に完了した業務において、次に示す同種または類似業務の経験を有すること。

管理技術者	同種業務	東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社または旧日本道路公団における土木施工管理業務の経験
-------	------	--

	類似業務	東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社または旧日本道路公団における調査等管理業務の実績、国道または自動車専用道路における発注者支援業務（工事監督支援業務または積算技術業務に限る）の経験